

## 司法、行政犯罪 1

@この証拠の証明事実は「通常行われている、労災適用受傷を隠して、一般傷病と偽ったカルテを使い、健康保険を詐欺で使用して、ばれた事による”詐欺行為の処分を記載した新聞記事と六法全書の写しです”（旧健康保険法第64条参照、下は現行の同様内容部分です）」

@次は「労災事業で労災適用受傷を”治療しても治癒見込みが立たないからと、カルテをもう一冊作って労災適用受傷を一般傷病へと偽装切り替えして、健康保険金詐欺を働いている事実の証明、労働基準監督署備え付けパンフレットです”」

@この証拠で分かる事は「第三者行為傷害を、賠償、補償金を踏み倒す為に一般傷病と偽ったカルテを作成し、させて公金詐欺を制度化して働いている、司法、行政の行為は刑法犯罪、詐欺そのものと言う事です」

平成20年4月16日

日 毎 (水)

# 「労災漏れ」5万件超

## 06年度厚労省実態把握へ

社会保険庁が、政府、厚生労働省が本格的な労災調査を開始し、労災漏れを調査している。06年度は、厚労省が労災調査を開始し、労災漏れを調査している。06年度は、厚労省が労災調査を開始し、労災漏れを調査している。

労災漏れを調査している。06年度は、厚労省が労災調査を開始し、労災漏れを調査している。06年度は、厚労省が労災調査を開始し、労災漏れを調査している。

NEWS NAVIGATOR

だが、06年度は、厚労省が労災調査を開始し、労災漏れを調査している。06年度は、厚労省が労災調査を開始し、労災漏れを調査している。

労災漏れを調査している。06年度は、厚労省が労災調査を開始し、労災漏れを調査している。06年度は、厚労省が労災調査を開始し、労災漏れを調査している。

社保

健康保険法 (五九条ノ五―六九条ノ六)

第六四条 不正行為者に対する給付の制限 保険者ハ詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ保険給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ニ対シテハ六月以内ノ期間ヲ定メ其ノ者ニ支給スベキ傷病手当金又ハ出産手当金ノ全部又ハ一部ヲ支給セザル旨ノ決定ヲ為スコトヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行為アリタル日ヨリ一年ヲ経過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

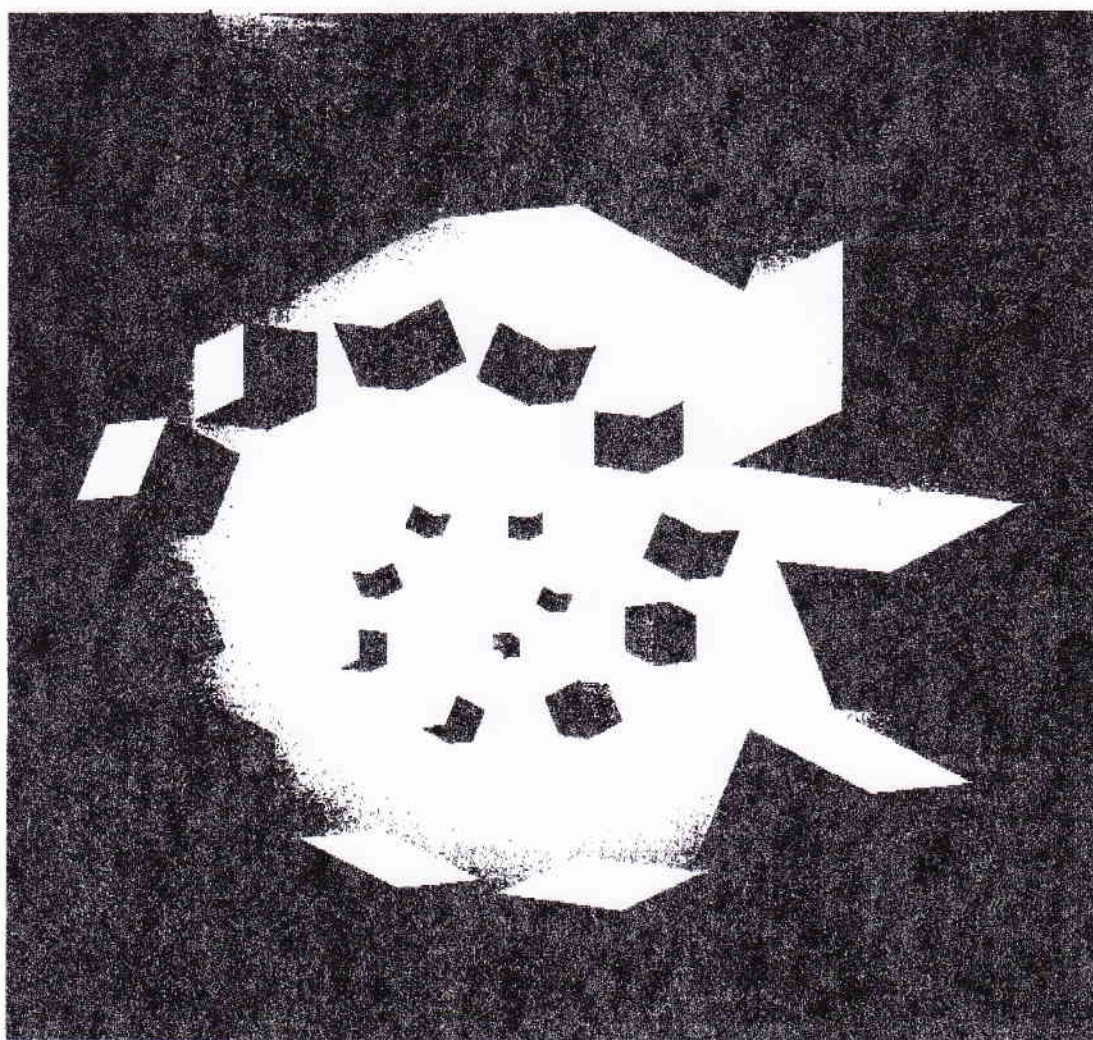
健保 119~126

健康保険法 日雇特別被保険者に関する特例


- い。 一 少年院その他これに準ずる施設に收容されたとき。
  - 二 刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。
- 2 保険者は、被保険者又は被保険者であった者が前項各号のいずれかに該当する場合であっても、被扶養者に係る保険給付を行うことを妨げない。
- 第一一九条 保険者は、被保険者又は被保険者であった者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、保険給付の一部を行わないことができる。
- 第一二〇条 保険者は、偽りその他不正の行為により保険給付を受け、又は受けようとした者に対して、六月以内の期間を定め、その者に支給すべき傷病手当金又は出産手当金の全部又は一部を支給しない旨の決定をすることができる。ただし、偽りその他不正の行為があった日から一年を経過したときは、この限りでない。
- 第一二一条 保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第五十九条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

## 労災保険

# 障害(補償)給付 の請求手続



業務災害又は通勤災害により身体に障害が残ったとき

 厚生労働省  
都道府県労働局  
労働基準監督署

業務上の事由又は通勤による負傷や疾病が治ったとき、身体に一定の障害が残った場合には、障害補償給付（業務災害の場合）又は障害給付（通勤災害の場合）が支給されます。

労災保険における傷病が「治ったとき」とは、身体の諸器官・組織が健康時の状態に完全に回復した状態のみをいうものではなく、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療(注1)を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態(注2)をいい、この状態を労災保険では「治ゆ」（症状固定）といいます。

したがって、「傷病の症状が、投薬・理学療法等の治療により一時的な回復がみられるにすぎない場合」など症状が残存している場合であっても、医療効果が期待できないと判断される場合には、労災保険では「治ゆ」（症状固定）と判断し、療養(補償)給付を支給しないこととなっています。

なお、「治ゆ」（症状固定）後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させる恐れがあるせき髄損傷、頭頸部外傷性症候群等、慢性肝炎等の傷病にり患した方に対しては予防その他保健上の措置として診察、保健指導、保健のための薬剤の支給等を行うアフターケアを実施しています。

このアフターケアは、都道府県労働局長が交付する「健康管理手帳」を労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター及び労災指定医療機関に提示することにより受けることができます。

(注1)「医学上一般に認められた医療」とは、労災保険の療養の範囲（基本的には、健康保険に準拠しています。）として認められたものをいいます。したがって、実験段階又は研究的過程にあるような治療方法は、ここにいう医療には含まれません。

(注2)「医療効果が期待できなくなった状態」とは、その傷病の症状の回復・改善が期待できなくなった状態をいいます。